



東邦化学工業株式会社定款

# 東 邦 化 学 工 業 株 式 会 社 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、東邦化学工業株式会社と称し、英文では TOHO CHEMICAL INDUSTRY COMPANY, LIMITED と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 界面活性剤、油脂誘導体及び加工品の製造並びに販売
- (2) 機械油剤の製造並びに販売
- (3) 合成樹脂、可塑物及び合成樹脂用可塑物の製造並びに販売
- (4) 天然樹脂加工品の製造並びに販売
- (5) 医薬品原料の製造並びに販売
- (6) 動物医薬品の製造並びに販売
- (7) 石油化学製品の製造並びに販売
- (8) 前各号の事業に関する輸出入
- (9) 損害保険の代理及び生命保険の募集に関する業務
- (10) 環境測定、その他各種測定及びこれらに関する分析並びに調査
- (11) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,500万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法

令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度額は法令が定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附 則)

1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 13 年 3 月 29 日制定  
昭和 23 年 6 月 1 日改正  
昭和 23 年 7 月 5 日改正  
昭和 23 年 12 月 23 日改正  
昭和 26 年 12 月 15 日改正  
昭和 27 年 6 月 20 日改正  
昭和 28 年 1 月 25 日改正  
昭和 28 年 4 月 20 日改正  
昭和 32 年 11 月 25 日改正  
昭和 34 年 2 月 25 日改正  
昭和 34 年 8 月 3 日改正  
昭和 35 年 11 月 25 日改正  
昭和 36 年 11 月 27 日改正  
昭和 37 年 11 月 28 日改正  
昭和 38 年 7 月 13 日改正  
昭和 40 年 11 月 27 日改正  
昭和 43 年 11 月 29 日改正  
昭和 46 年 11 月 27 日改正

昭和 50 年 11 月 28 日改正  
昭和 57 年 12 月 22 日改正  
昭和 63 年 12 月 16 日改正  
平成 元年 6 月 29 日改正  
平成 3 年 6 月 27 日改正  
平成 6 年 6 月 29 日改正  
平成 11 年 6 月 29 日改正  
平成 14 年 6 月 27 日改正  
平成 15 年 6 月 27 日改正  
平成 16 年 6 月 29 日改正  
平成 18 年 6 月 29 日改正  
平成 21 年 6 月 26 日改正  
平成 25 年 6 月 27 日改正  
平成 27 年 6 月 25 日改正  
平成 30 年 7 月 1 日改正  
令和 4 年 6 月 23 日改正  
令和 8 年 6 月 25 日改正